

### 大人の役割 みんなで力を合わせて、子どもたちを支えます。

**保護者**

子育てに責任をもち、子どもの利益を大切に考えながら愛情を持って育てていきます。

**奥州市、学校  
児童福祉施設など**

子どもの利益を大切に考え、子どもが自分から進んで学んだり、遊んだりできるように子どもを応援します。

**まちの人たち**

地域の行事や活動などをおして、子どもとの関りを大切にします。また、保護者の子育ても応援します。

### 市の主な取り組み

- 子どもの権利の大切さを、大人にも子どもにも知らせていきます。
- 保護者、学校や施設の関係者、地域住民などと協力し合い、虐待、体罰、いじめなどの防止、早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもの地域行事への参加の機会が増えるように支援します。
- 子育てがしやすいように子育て家庭への支援を行います。
- 子どもがいきいきと過ごせるようにするための計画をつくり、子どもの権利の保障に努めます。

嫌なことがあったり、困ったときは相談してください。

#### 児童家庭相談窓口

(奥州市役所こども家庭課)

●受付時間 平日 8:30~17:15  
●電話番号 0197-34-1585  
●メール kodomo@city.oshu.iwate.jp

#### 児童相談所虐待対応ダイヤル

●電話番号 189 (いちはやく) 24時間受付

#### 子どもの人権110番

●受付時間 平日 8:30~17:15  
●電話番号 0120-007-110 (フリーダイヤル)  
●メール https://www.jinken.go.jp/kodomo

#### 24時間子供SOSダイヤル

(いじめ相談電話)

●電話番号 0120-0-78310 (フリーダイヤル) 019-623-7830  
●メール fureai@pref.iwate.jp

#### 盛岡いのちの電話

●受付時間 月曜日から土曜日 12:00~21:00  
日曜日 12:00~18:00  
●電話番号 019-654-7575

#### チャイルドライン

●受付時間 毎日(年末年始を除く) 16:00~21:00  
●電話番号 0120-99-7777 (フリーダイヤル)  
●チャット https://childline.or.jp

#### こども家庭テレフォン

●受付時間 毎日(年末年始を除く) 9:00~22:00  
祝日 9:00~17:45  
●電話番号 019-652-4152

#### ヤング・テレホン・コーナー

●受付時間 平日 9:00~17:45  
●電話番号 0800-000-2400 (フリーダイヤル) 0197-65-2400



みんながもっている大切な権利

子ども用  
パンフレット  
小学生版

### 奥州市 子どもの権利に関する条例

子どもは、奥州市の宝であり、希望です。  
人は、だれでも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。  
子どもの皆さん  
皆さんは、自分で判断することができ、みんなとともに生きることができ、やさしい心と強さを持ち、自分を大切にすることで、他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力をつけていくことが大切です。

奥州市はすべての子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指し、この条例をつくりました。この条例では子どもが持っている権利や、それを守るための大人の役割や奥州市の取り組みについて定めています。



# 子どもの権利って なんだろう？

「子どもの権利」とは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれたときから持っているものです。

この条例では、これらの権利を大きく5つに分け、守らなければならない子どもの権利を定めています。

## 子どもの権利は 大きく分けて5つ

### 何歳までが 子どもなの？

この条例では、  
17歳までを  
「子ども」と  
決めています。

### どうやって 権利が 守られるの？

子どもの権利を守るのは  
大人の役割です。  
家庭や地域の人たち、  
学校などの関係者が、  
力を合わせて  
子どもの権利を  
守っていきます。

### 子どもの 権利って なんですか？

子どもが毎日安心して暮らすために、  
なくてはならない  
大切な権利のことです。  
すべての子どもが  
生まれたときから  
持っているものです。

子どもの権利は、すべての子どもにあるものです。一人ひとりが、自分の権利と同じように、ほかの人の権利を大切にすることで、すべての子どもの権利が守られるようになります。

条例……市町村などが独自に決めたままり。

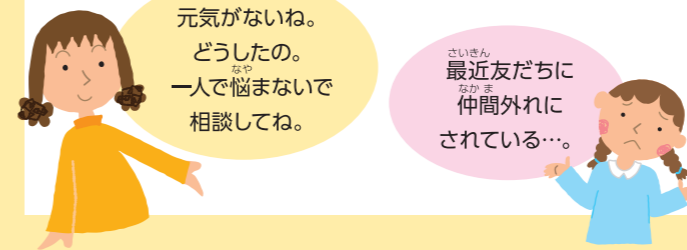
権利……幸せに育ち生きることができるよう大切にされること。  
何か活動をしたり、しなかったりすることを自分で選べる自由。



## 1 安全に安心して 生きる権利

みなさんの身近に、いじめなどはありませんか？誰もが安心して生きるためには、お互いに相手を思いやることが大切です。

子どもは、周りの大人に大切に育てられ、差別や虐待、暴力、いじめなどを受けず、安全に安心して生活することができます。

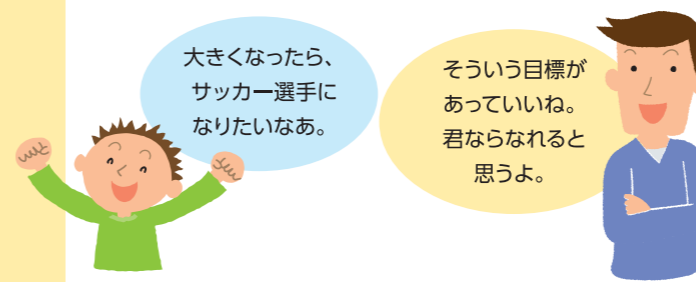


## 子どもには どんな権利があるの？

## 3 自分を守り、 自分が守られる権利

みなさんは、夢や希望を持っていますか？

子どもは、自分の夢や希望を自由に持ち、その考えを言ったり行動したりすることで、自分の持っている力を発揮することができます。そして、周りの人たちに自分の考えを認めてもらうことができます。



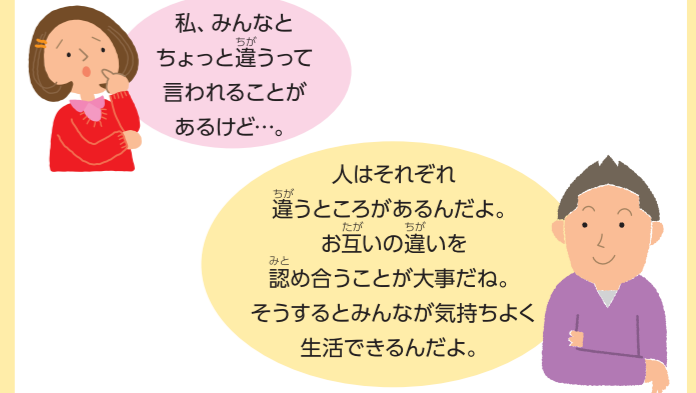
## 5 適切な支援を 受ける権利

子どもは、生まれた国、障がいや病気、家庭の状況などを理由として、差別を受けることはありません。自分らしく生きることができるよう、支援を受けることができます。

## 2 のびのびと こころ豊かに育つ権利

人はみんな同じではありません。それぞれ違う部分があり、それぞれの良さがあります。

子どもは、それぞれの特徴や違いが認められ、遊んだり、学んだり、さまざまな人の関わりや自然とのふれあいの中で、のびのびと生きることができます。



## 4 意見を述べ 参加する権利

意見を言いたいけど、なかなか言い出せないということはありませんか？

子どもにも意見を言うなど、自分に関わることに参加する権利があります。

自分の考えや思いが他の人と違っていても心配することはありません。一人ひとり意見が違うことは当たり前のことです。自分の考えが受け入れられなくても、みんなが意見を出しあうことで、さらにいい考えが生まれることにもなるのです。

